

## 6. 介護職員処遇改善加算等の一本化について

- ・事業所が処遇改善に関する加算（介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算）を取得するためには、指定権者の自治体に対し、毎年度、事前の計画書と実績報告書を提出する必要があります。
- ・介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、令和6年6月1日より「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」、「介護職員等ベースアップ等支援加算」について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化されます。

### 【主な変更事項】

#### ① グループごとの配分ルールの廃止

- ・職種間の賃金配分について、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。

#### ② 賃金改善要件の変更

- ・新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳ（一番下の区分）の加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
- ・それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

#### ③ 職場環境等要件の見直し

- ・職場環境等要件について、生産性向上及び経営の協働化に係る項目を中心に、令和7年度以降、人材確保に向け、より効果的な要件とする観点で見直しを行う。

※ 厚生労働省 HP『介護職員の処遇改善』も参照ください。

URL：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201\\_42226.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201_42226.html)